

厚生労働科学研究・研究成果等普及啓発事業による成果発表会

第1部

【特別講演1】

13:00

「認知症の正しい理解と今後の課題」

▼ 認知症の基本的な知識を学び、

13:50

高齢者の交通安全問題について知りましょう

講師：池田 学（愛媛大学医学部神経精神医学教室助教授）

司会：井上新平（高知大学医学部神経精神病態学教室教授）

第2部

【公開講演会】

13:50

「高齢者の運転と認知障害の実態について」

▼ 高齢者の認知障害と交通安全について

14:50

研究から得られた最新知見についての報告

司会：池田 学

◆ 高齢者の地域生活と自動車運転の実態～認知症と自動車運転の問題～
豊田泰孝（愛媛大学医学部神経精神医学教室）

◆ 高齢者と運転免許～認知症を持つ人の運転免許更新時の課題について～
岩崎美穂（高知大学医学部神経精神病態学教室）

◆ 交通安全と運転適性検査～認知症と運転シミュレーター検査について～
松本光央（愛媛大学医学部神経精神医学教室）

◆ 認知症と運転適性検査～認知障害を持つ人の実車テストの実態と課題～
惣田聰子（高知大学医学部神経精神病態学教室）

第3部

【特別講演2】

15:00

総合司会：井上新平

15:30

「高齢ドライバーの認知障害と 交通安全について～現状と課題」

講師：上村直人（高知大学医学部附属病院神経科精神科講師）

総合討論

15:30

「特別講演演者と会場のディスカッション」

16:00

開催日 平成18年2月12日(日)午後1時～午後4時

開催場所 RKCホール高知新聞放送会館 高知市本町3丁目2-15

■参加人数(定員)/ 500名 ■参加費/ 無料

認知症と交通安全

お問い合わせ先 高知大学医学部

神経精神医学講座神経精神医学教室

〒783-8505

高知県南国市岡豊町小蓮

TEL (088) 880-2359

(担当 上村直人)

FAX (088) 880-2360

E-mail:shinkei@med.kochi-u.ac.jp

主催 厚生労働省長寿科学研究「痴呆高齢者の自動車運転と権利擁護に関する研究」研究班

共催 財団法人長寿科学振興財団

後援 高知大学・高知大学医学部附属病院・社団高知県医師会・高知県精神保健福祉協会・
高知県歯科医師会・高知県老人福祉施設協議会・高知県看護協会・高知県託老所・グループホーム連絡会・高知県介護老人保健施設協議会・高知県介護福祉会・高知県社会福祉協議会・高知県病院薬剤師会・高知県薬剤師協会・高知県作業療法士会・高知県言語聴覚士会・読売新聞高知支局・毎日新聞高知支局・朝日新聞高知総局・KUTVテレビ高知・NHK高知放送局・高知新聞社・RKC高知放送

高齢者と認知症の自動車運転

特集

PART1

愛媛大学医学部神経精神医学教室

助教授 池田 学 氏

図1

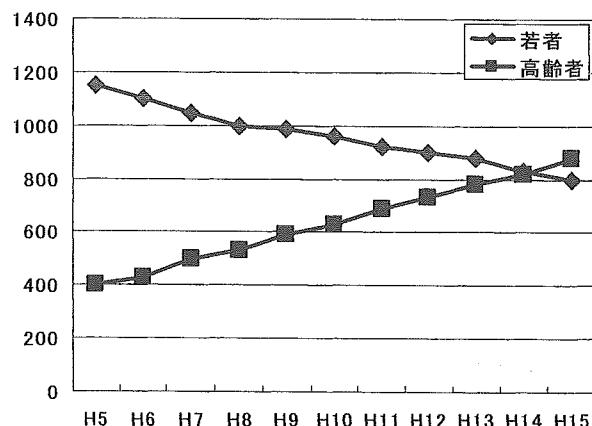


図1：全国の高齢者（≥65）と若者（≤25）の運転免許保有者の状況及び推移（平成15年末 警察庁交通局調べ）

25歳以下の運転免許保有者数はこの10年で減少傾向にあるのに対し、65歳以上の運転免許保有者数は増加している。平成14年以降は65歳以上の運転免許保有者数が25歳以下のそれを上回っている。

図2

年齢層別 自動車運転中の交通事故発生件数の推移
(平成10年を1とする)

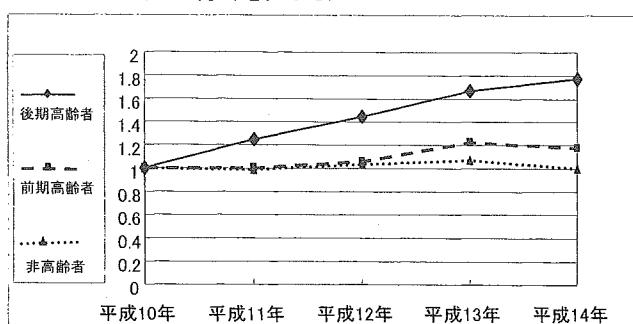


図2：愛媛県における年齢層別事故件数

平成10年を1としたときの非高齢者（20歳以上64歳以下）、前期高齢者（65歳以上74歳以下）、後期高齢者（75歳以上）の交通事故発生件数の推移である。

高齢者の自動車運転

正常加齢でも、運動能力、動体視力、認知判断能力等が低下し運転の

際事故の危険性が高まると考えられており、事実、近年交通事故において被害者・加害者として高齢者の割合が増加している。高齢者が関与した人身事故は2003年には8、900件となり、10年間に2・8倍に増加している。例えば愛媛県では、非高齢者と比較して高齢者、特に後期高齢者の自動車事故の件数が急増している（図2）。

認知症（痴呆）と自動車運転

そのような状況の中、2002年6月に改正道路交通法が施行され、認知症患者は行政から運転免許を停止または取り消される可能性があると定められた。しかし認知症の中にも症状・程度が様々あり、誰がどのような手続きで判断し運転中止を決定するかなどの問題は、わが国では十分には解決されていない。

認知症患者は行政から運転免許を停止または取り消される可能性があると定められた。しかし認知症の中にも症状・程度が様々あり、誰がどのような手続きで判断し運転中止を停止または取り消される可能性があると定められた。しかし認知症の中にも症状・程度が様々あり、誰がどのような手続きで判断し運転中止を

自動車の運転には、記憶、視空間認知、交通法規等の知識、判断力、注意能力などの多くの認知機能が必要となり、これらの認知機能に広範な障害を有する認知症患者は、事故を生じるリスクが高くなると考えられる。実際、認知症患者の23から47%がその経過中、1回以上の自動車事故を経験していること、また認知症患者は同年齢の健常者に比し、2・5から4・7倍自動車事故を起すリスクが高いことが報告されている。さらに、一度事故を起こし、その後運転を継続していた認知症患者の40%が、再び事故を起こしていることも報告されており、認知症は患者の自動車運転能力に影響を及ぼし、事故を生じるリスクを高めると考えられる。

高齢者 の 運 転 実 態 と 認 知 症 患 者 の 運 転 に 関 す る コンセンサス

上述したように、現在までわが国では認知症患者の自動車運転について十分な議論がなされていないだけでなく、高齢者や認知症患者の自動車運転についての実態および地域住民のコンセンサスに関する十分な資料もない。そこで我々は、地域住民のこの問題に対する意識調査が緊急

を要する課題と考え、地域在住の65歳以上の高齢者に自動車運転と公共交通機関利用に関する意識と実態についての調査を施行した。居住地域によつて、公共交通機関の普及度の違いなどから自動車への依存度も大きく異なる可能性が予想されるので、今回は昨年実施した地方都市での予備的研究に加えて四国の中山間部の町と関西の大都市における調査結果を合わせて報告する。

(1) 対象者と方法

すでに報告した愛媛県の地方都市に在住の65歳以上の高齢者106名（平均年齢74・8歳、回収率92・6%）と、愛媛県の中山間地域（以下山間部）と関西の大都市の65歳以上の在宅高齢者、各々965名（平均年齢75・5歳、回収率73・3%）と1,732名（平均年齢72・5歳、回収率75・2%）を対象とした。

対象者全員に対して認知症患者の運転の是非、運転中止の決定を誰がおこなうべきか、認知症患者の運転免許が取り消しとなりうることを知つているか、運転免許の有無などについて、多肢選択問題による無記名アンケートを配布し回答を求めた。運転免許所有者に対しては、現在運転をしているか、運転を

していながらも運転しておこなうべきだと思うか？」といふ項目について尋ねて困るか、などの項目について尋ねた。

(2) 結果と考察

① 公共交通機関の利用状況

「公共交通機関までかかる時間、及び利用状況について」の質問に対し、「歩いて10分以内に公共交通機関がある」と答えたのは、大都市で84・1%、地方都市で約61・5%、山間部では51・1%であった。一方、「歩いて10分以上かかり、公共交通機関は利用していない」と答えた高齢者は、山間部では27・4%にのぼつたが、大都市ではほとんど認められなかつた。

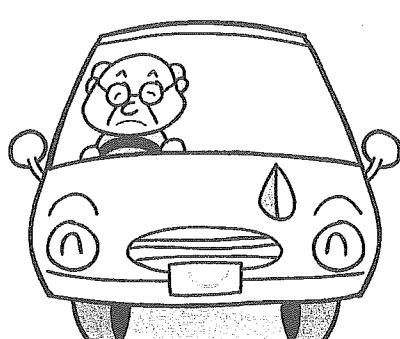
「生活に公共交通機関が必要か？」

という質問に対しては、大都市では「必要」ないし「どちらか」というと「必要」と89・0%の高齢者が回答したのに對し、山間部では53・1%過ぎなかつた。

② 認知症患者の運転について

「認知症患者は運転をやめるべきだと思うか？」という質問に対しては、「思う」と答えた高齢者が3地域とも90%前後と高く、地域による差は認められなかつた。

「認知症患者に運転をやめさせる



③ 高齢者の運転状況について

「運転免許を保有しているか?」という質問に対して「保有している」と答えた高齢者は、大都市の65・7%、地方都市の47・2%、山間部の41・9%であった。

さらに運転免許を保有していると回答した者への下位項目の回答は

(以下のパーセントは運転免許保有者に占める割合)、「現在運転をしているか?」という質問に対しては3地域ともに「運転している」が80%以上であり、免許保有者の多くが運転をしていた。

「運転する頻度は?」という質問に対して「毎日」運転していると答えたのは、大都市の43・6%、地方都市の65・2%、山間部では82・6%にのぼった。中山間地域では、残りの20%のほとんども「1週間に数回」運転しており、ほとんどの免許保有者が高頻度で運転をしていることが明らかになつた。

「運転する目的」に関する質問では、3地域ともに「買い物」「通院」「家族の送り迎え」に使用するという回答が多かつたが、「仕事」を目的に運転することには地域差がみられ、山間部の高齢者では25%以上と高頻度であつた。

「あなたは自分で、自動車の運転

ができなくなつたら、日常生活上困るか?」という質問では、「非常に困る」が大都市では42%であったのに対し、地方都市や山間部では80%以上で、地域差が非常に大きかった。

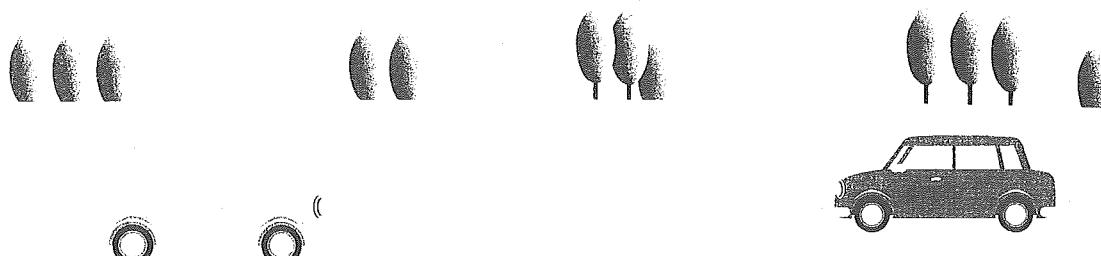
(3) まとめ

免許を保有していた高齢者の多くが現在高頻度で運転しており、自動車の運転を生活上必要と考えていた。とくに、公共交通機関の整備が不十分な地域ほど、自動車運転に依存する傾向が強く、山間部では仕事のために毎日運転を続けている高齢者も多いことが明らかになつた。わが国では今後ますます高齢者の増加が予想されているため、運転をする高齢者が必然的に増加すると考えられる。また、それに伴つて、運転免許を保有する認知症患者の数も急増することが予想される。

「認知症患者は運転をやめるべきだと思うか」という質問に対して、90%の高齢者がやめるべきだと思うと回答した。また、免許取り消しの決定者としては、「家族」とする答えた多かつた。しかし認知症患者は、病気に対する自覚が乏しいため運転をやめず、家族が運転をやめさせようとするとき激しく拒否することも多

い。また、地域の生活事情として家族が認知症患者の運転に依存せざるをえない、などの理由により運転を継続することも多い。運転中断が認知症患者と社会との接点を奪うことにつながる可能性もある。1、2、4、8)。法律上、免許取り消しの権限を有する公安委員会などの行政機関と専門医は、認知症患者の運転能力を評価するシステムを確立し、保健師やケアマネージャー、主治医は円滑な運転中止に向けて認知症患者とその家族を支援する必要がある。

今回調査を実施した3地域の中では、広大な地域に比較的公共交通機関の乏しい北海道の事情は愛媛県の中山間地域の事情と合致している点が多いと思われるので、参考になれば幸いである。さらに北海道特有の条件としては、厳冬期の自動車運転がある。われわれは、北海道の研究者とも共同研究を実施しているので、機会があれば、北海道における調査も将来報告してみたい。



「認知症（痴呆症）の人は車の運転をやめるべきだと思いますか？」

「こう質問された時、ほとんどの人が漠然とだが危険性を感じ「やめるべきだ」と答えるのではないか。」

平成14年6月に施行された改正道

路交通法で、重度の睡眠障害とともに認知症の人の免許は、運転に支障がある場合、公安委員会が取り消せることになった。事故などの際に警察が医師に診断書を提出させたり、

適性検査を受けさせて判断しているのだが、基本は免許更新時の本人や家族からの申告。結果として、認知症を理由に免許を取り消されるケースは年に数十件しかない。しかし、一向に減る気配を見せず増加の一途をたどる高齢者事故。実はこの認知症が大きく関係していることが徐々に明らかになってきた。

昨夏のある日の午後、東京都内の道を一組の高齢者夫婦を乗せた乗用車が走っていた。ハンドルを握るのは夫。助手席に座るのは膝に持病を抱える妻。車は病院からの帰り道だった。毎週1回の妻の通院。自宅から10kmほどの病院への送迎は、1年以上も続く夫の大変な役目だった。何度も往復し、交差点や信号の位置、カーブの具合などすべてを知り尽く

増加する高齢ドライバー

気付きにくい 【認知症】による事故

車を運転する高齢者は、今後も増加する一方だ。

運転に不安はあるが、家族の足としてやめるわけにはいかない場合も多い。だが、いつか必ず運転をやめる時はくる。

した道。何事にも慎重な性格で人一倍安全運転を心がけていた夫が、事故を起こす可能性は限りなくゼロに近いと思われた。

「きやー、危ない！」

妻の叫び声が車内に響きわたった。緩やかに右へとカーブする道を走っていた車が曲がらずに路肩へと

はみ出し、助手席の妻の目には路肩

を歩く少年の姿が迫ってきたのだ。

思わず目を伏せる妻。しかし、ブレーキ音が聞こえることはなく、衝突とは違う落ちるような衝撃が彼女の身体を襲つた。そしてその直後、左側に傾いた車は走ることをやめた。

恐る恐る顔を上げる妻。間一髪、悲劇は食い止められていた。たまたま側溝に蓋をしていない場所だったため、左側の前輪と後輪を次々と脱

転の問題について正確に把握していないというのが現状ですから。法律

作りより、認知症に対する正しい知識を身に付けてもらうことが事故防止への近道です」（池田助教授）

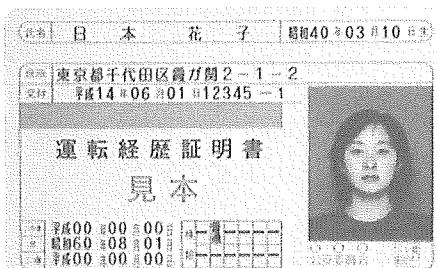
認知症とは、簡単に言えば、多くの病気によって引き起こされる、社会生活に支障をきたすほど知的機能が低下した状態のことだという。厚生労働省の推計では、現在、65歳以上の認知症高齢者は180万人を超える。

認知症を引き起こす病気はさまざまだが、脳の神経細胞が何らかの原因で次第に壊れていく「アルツハイマー病」と、脳梗塞や脳出血、動脈硬化など脳の血管に原因がある「脳血管性痴呆」の2つが代表的なもの

であると医師から告げられた。

認知症患者の車の運転などについて、長年にわたって調査・研究を続けている愛媛大学の池田学助教授（神経精神医学）は、「高齢者事故の5%から10%近くが認知症の患者によるものではないか」と推測する。

問題とすべきは、警察や公安委員会なども含めた一般の人々の認知症に対する知識の乏しさ。医師でさえも、その多くが認知症患者と車の運



自分の運転に不安を感じたら、運転免許証を警察署に返納できる。返納後に運転免許証の身分証明書的な機能に代わるものが必要な場合、申請すれば「運転歴証明書」が発行される。

だ。認知症に共通の症状は「物忘れ」。この記憶障害は、親しい人の名前がとつさに思い出せないが、しばらくするとまた思い出すというような老化によるものとは違い、経験そのも

のを忘れてしまうものだという。さきご飯を食べたばかりなのにまた要求するというようなケースだ。

「老化によるものと最も違う点は本

人の自覚の有無。認知症には自覚がない。だから、免許取り消しを自己申告することはありえないし、家族や医師が運転をやめさせようとしてもまず拒否します。公共交通機関がほとんどない地域で、車がなければ日々の生活が成り立たない状況であれば、当然、説得はより困難になります」（池田助教授）

リウマチの妻が通院のため、「危険を感じつづけをえず」認知症の夫に車の運転を許していたというようなケースも少なくないという。免許取り消し後の送迎の保障など、行政によるシステムの構築が急がれる。

もちろん、認知症の人すべてがすぐに運転

※写真はイメージです。
免許はイメージです。

り消しを自己申告することはありえないし、家族や医師が運転をやめさせようとしてもまず拒否します。公共交通機関がほとんどない

地域で、車がなければ日々の生活が成り立たない状況であれば、当然、説得はより困難になります」（池田助教授）

さらに、アルツハイマー病の場合、症状が進むと2つ以上のことを同時に処理する力が極端に落ちるという。車の運転は同時にいくつものことを処理しなければならないため、パニックを起こしてしまいます。その結果、標識を見落としたり、信号を無視することになるのだ。

池田助教授の推計によれば、認知症高齢者で車の運転をしている人は全国で十数万人に上る。しかし、昨年の認知症による免許取り消しは51件、免許停止は3件（警察庁調べ）しかない。本人にその自覚がない認知症は、家族のチェックが重要な構築が急がれる。

出始めたら、最低1か月に1回は同乗して、池田助教授による下記のボ

をやめなければならないというわけではない。記憶障害レベルの軽度のこと、空間的な把握ができなくなるため、車庫入れを失敗したりセンターラインを越えたり、あるいは街路樹にぶつかったり、カーブをスムーズに曲がれなくなる。

さらに、アルツハイマー病の場合、症状が進むと2つ以上のことを同時に処理する力が極端に落ちるという。車の運転は同時にいくつものことを処理しなければならないため、パニックを起こしてしまいます。その結果、標識を見落としたり、信号を無視することになるのだ。

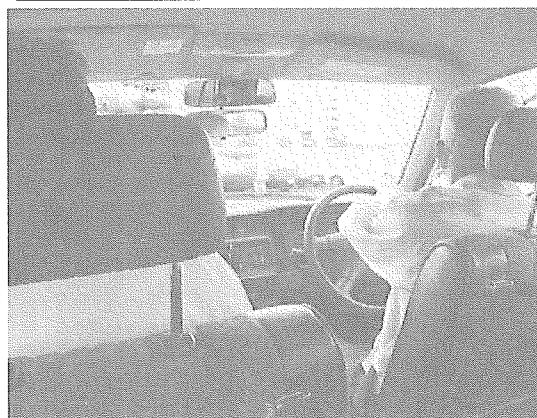
認知症の人に運転をやめさせることは簡単ではない。しかし、本人に自覚がないとはいえ、愛する家族を加害者にしていいはずはない。専門医と連携して悲劇を未然に防ぐことは、家族の義務だと思つてほしい。

認知症の人に運転をやめさせることは簡単ではない。しかし、本人に自覚がないとはいえ、愛する家族を加害者にしていいはずはない。専門医と連携して悲劇を未然に防ぐことは、家族の義務だと思つてほしい。

認知症と運転 チェックポイント!

- センターラインを越える
 - 路側帯に乗り上げる
 - カーブをスムーズに曲がれない
 - 車庫に入れに失敗する
 - ふだん通らない道で急に道に迷い始める
 - ふだん通らない道でパニック状態になる
- ※上のうち1つでも頻発したら運転をやめさせることを考えること。（愛媛大学・池田学助教授による）

県内 認知症患者免許取り消し制度3年



自動車学校で運転講習を受ける高齢者
(本文とは関係ありません)

認知症（痴呆症）の人の運転免許を都道府県公安委員会が停止、取り消し可能にした改正道路交通法施行から六月一日で丸三年を迎えるが、県内事例はゼロ。高齢ドライバー増加に伴い認知症による交通事故の危険性が指摘される一方、免許取り消しの際には運転能力の適否や日常生活のサポートなどの課題があり、制度運用は難しい状況だ。

「生活に支障」適用ゼロ

全国の六十五歳以上の認知症患者数は約百七十万人（厚生労働省推計）と全高齢者の約7%。県内の高齢ドライバーの割合は、一九九五年の約9%から、今年四月末は約15%に増加している。

今年の県内人身事故四千三百八件のうち高齢ドライバー絡みは千二百余件（二十六日現在）。認知症起因の事故が含まれているとみる。

認知症を理由に免許停止や取り消し処分する手続は、事故や免許更新時に認知症が疑われる場合、県警が医師の診断を受けるよう指導。本人が診断書を県公安委員会に提出、運転シミュレーター（DS）などによる適性検査を受け、医師五人で構成する聴聞会を開いて判断する。

池田助教授は「軽い物忘れ程度ならばほど問題はない。運転能力

止

研究している愛媛大学部の池田助教授（神経精神医学）は、この中に

認知症起因の事故が含ま

れているとみる。

認知症を理由に免許停

止や取り消し処分する手

續は、事故や免許更新

時に認知症が疑われる場

合、県警が医師の診断を

受けるよう指導。本人が

診断書を県公安委員会に

提出、運転シミュレータ

ー（DS）などによる適

性検査を受け、医師五人

で構成する聴聞会を開い

て判断する。

池田助教授は「軽い

物忘れ程度ならばほど

問題はない。運転能

力

は

ない。

運転能

力

は

〈資料17〉

東京新聞 (2005年6月11日)

東京新聞

(第3種郵便物認可)

こちら特報部

七十歳以上のドライバー
の免許更新時には、運転シ
ミュレーターを使った適性
検査などを含む高齢者講習
が義務づけられている。講
習で高齢者ドライバーに接
する子ども多いコヤマドラ
イビングスクール石神井校
の若林勇指導次長は「体が
弱っており、酸素マスクを
付けて講習に参られる方も
中にはいる。一割ぐらいの
人はもう運転はしないが、
身分証代わりに免許証を持
つてみたいといふ人たちだ
と思う」と説明する。

「何十年も車をぶつけ
たことはなかったのに、最
近になってぶつけてしまっ
た」と打ち明ける人もい
る。最初に現れる症状は視
力の低下なので、医師に相
談するようアドバイスして
いる。運転は生活の手段だ
し、やめてくださいとは言
えない。体力の衰えを自覚
し、補つような運転を呼び
かけるのが講習の目的だ」

過疎化で公共交通機関が
衰退してしまった山間部で
は、事態はより深刻だ。車

1割運転せず 身分証代わり

七〇歳以上のドライバー

の免許更新時

には、運転シ

ミュレーター

を使った適性

検査などを含む

高齢者講習

が義務づけられてい

る。講

習で高齢者ドライバーに接

する子ども多いコヤマドラ

イビングスクール石神井校

の若林勇指導次長は「体が

弱っており、酸素マスクを

付けて講習に参られる方も

中にはいる。一割ぐらいの

人はもう運転はしないが、

身分証代わりに免許証を持

つてみたいといふ人たちだ

と思う」と説明する。

「何十年も車をぶつけ

たことはなかったのに、最

近になってぶつけてしまっ

た」と打ち明ける人もい

る。最初に現れる症状は視

力の低下なので、医師に相

談するようアドバイスして

いる。運転は生活の手段だ

し、やめてくださいとは言

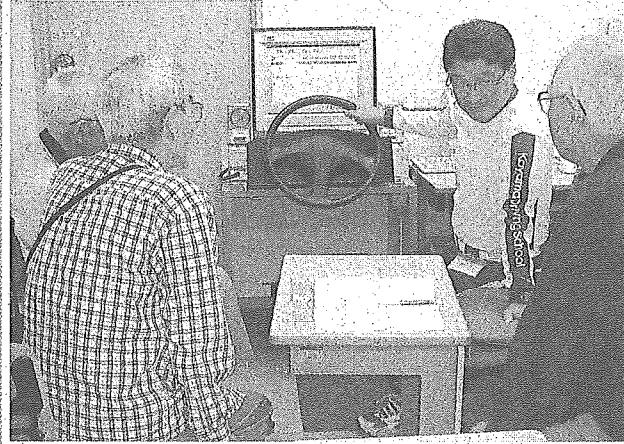
えない。体力の衰えを自覚

し、補つような運転を呼び

かけるのが講習の目的だ」

過疎化 衰える公共交通

「バスなら通院12時間以上」



高齢者講習で運転適性検査のシミュレーターの操作方法について説明を受ける受講生=東京都練馬区のコヤマドライビングスクール石神井校

自主的な免許返納件数

年別	件数
2002年	8073件
2003年	10632件
2004年	15333件

は生活手段として大きな位置を占める。認知症患者と向き合う医療の現場の苦悩も深い。

高知大学医学部の上村直人医師は、同大学病院で認知症と診断した三十人の運転について調査した。道交法が改正される直前の二〇〇三年三月には十三人が実験を占める。認知症患者も病院

に五人が運転免許を更新

が義務づけられている。

運転を続ける。

上村医師は「多くの患者

は認知症と診断されても、

免許証を紛失して再交付手

りよう獲得すると「先生に運転のここまで言われる必

要ない」と運転をやめてしまつた。

上村医師は「多くの患者

は認知症と診断されても、

免許証を紛失して再交付手

りよう獲得すると「先生に運転のここまで言われる必

要ない」と運転をやめてしまつた。

上村医師は「多くの患者

は認知症と診断されても、

免許証を紛失して再交付手

りよう獲得すると「先生に運転のここまでと言われる必

要ない」と運転をやめてしまつた。

上村医師は「多くの患者

〈資料18〉

産経新聞 (2005年6月22日)

車両問題

〈第三種郵便物認可〉

高齢ドライバーの増加とともに多くの交通事故の増大が懸念されている。加齢による運転能力の低下ばかりでなく、認知症(痴呆)による事故は多いに心配されるところだ。認知症は本人に自覚がないだけに、事故防止には家族など周囲の協力が不可欠だ。

(田中タ介)

高齢ドライバー

一昨年十一月、大阪府堺市の大

十代男性が運転する軽乗用車が、西名阪自動車道の料金所出口から逆走して上り車線に進入し、約九キロメートル走行後、約三キロメートル離れたところに車を停めていた。この間、軽乗用車を避けようとした乗用車が、中央分離帯に衝突する事故も発生している。男性は記憶力が弱っていたらしく、どうやら高速道路に進入したのか分からぬ状態で、「逆走している」とにも気が付かなかつた」と話していたという。

日本道路公团によると、平成十二年一月から十六年六月までに、全国の高速道路で発生した逆走事故に占める高齢者の割合は54%。このうち、認知症を含む何らかの疾患によるものが30%に上った。

認知症患者の車の運転について、厚生労働省の研究班の主任研究者として調査・研究にあたっている愛媛大学の池田助教授(精神精神医学)によると、免許を保有している認知症患者は少なくとも三十五万人はいると推定されるという。

これまでの海外の報告では、同

高速道路逆走…54%が65歳以上 認知症患者の事故率さらに高く

【軽度認知症の運転チェック】

- ・センターラインを越える
 - ・路側帯に乗り上げる
 - ・カーブをスマーズに曲がれない
 - ・車庫入れに失敗する
 - ・普段通らない道や悪天候時に、迷ったりパニック状態になったりする
 - ・話しかけると運転に集中できなくなる
 - ・車間距離が短くなる
- ※このうち1つでも頻発したら運転をやめさせることを考えること (池田助教授による)



JAFなど3団体が行っているシニアドライバーズスクール

事故防止へ周囲が協力を

平成十四年六月、「公安委員会

◇◆◇

は認知症患者の運転免許の取り消し、あるいは停止することができることとする改正道交法が施行

件。十六年も五十一件だった。厚労省の推計によると、現在、要介護(要支援)認定者における

高齢ドライバーが注意しなければいけないのは認知症だけではない。視力や反射神経など年を取りとにかく低下する身体機能や、若いころと同様に運転する「自信過剰」などが原因とされる事故も少なくない。

日本自動車連盟(JAF)など三団体は、五十歳以上を対象とした「シニアドライバーズスクール」を各地で行っている。運転姿勢や車の死角の確認などの基本から距離感の錯覚、ブレーキ操作、右折方法などマイカーによる参加体験型の安全運転講習会。運転テクニックを学ぶのではなく、自身の運転能力状況を知る。

六十五歳未満と比較して高齢ドライバーの事故の特徴は追突が減り、出合い頭が増えているといふ。JAF広報室次長の藪下正三さんは「『自分はこれまで事故を起こしたことがない』などという人がいるが、それは周囲の人々が減速したり停止したりして『協力』してくれているから。自分の運転能力を改めて自覚してほしい」と話している。

り、研究班の調査でも、認知症発症から認知症診断までに何らかの交通事故を経験していた認知症患者は25%以上に上ったという。

△◆△

止させる具体的な基準はなく、基本的に他の疾患と同様に自己申告を前提としたシステムで、自覚のない認知症患者は免許更新時に免許取り消しは、七万件近い金取扱い消し件数のうち、わずか三十件。十六年も五十一件だった。

池田助教授らが行った意識調査でも、高齢者の90%以上が認知症と指摘する。

された。しかし池田助教授は「中止されることはなく、基礎的には他の疾患と同様に自己申告によっていたのは約20%。警察によると、十五年に認知症に伴う交通事故を経験していた認知症患者はほとんど申告を行っていない」ことによると、それだけに事故防止には家族の協力が必要だ。池田助教授は「定期的に同乗して運転に危険がないかどうかチェックを。危険を感じた場合はできるだけ早く医師や警察に相談してほしい」とアドバイスする。

安全と交通事故の認知症

高知市のフォーラムより――講演要旨 ②

「高齢者の地域生活と運転の実態」

醫學部精神科系
醫學部精神科系

豐田 泰孝



近年、六十五歳以上の免

結果、有効な教訓を積む機会を得た。金剛園は、この機会を活用して、園内に「人間の尊厳」をテーマとした展示を行った。この展示では、園内の木々や花々が人間の姿を模して作られており、園外では「人間の尊厳」と題された書籍が販売されていた。また、園内には「人間の尊厳」に関する講演会も開催され、多くの園外の人々が参加した。この展示は、園外の人々にも「人間の尊厳」の重要性を認識してもらうための一環として行われた。

「患者の免許更新時の課題」

高知大医学部神経精神病態医学教室

岩崎 美穂



改正道路交通法では、一定の車両天井を標準天井と

自己申告形式に疑問

部は車が不可欠

「申告形式に疑問」

筆者：山本和也（東京大准教授）

本文は、筆者が「申告形式」について議論する論文の一部である。筆者は、この形式が「監視社会」や「規制社会」を構成する要因であり、個人の権利を侵害する恐れがあることを指摘している。

筆者は、まず「申告」と「申告形式」の定義を述べ、次に「申告」の歴史的背景と、その歴史的変遷を示す。その後、「申告」の現状と問題点を分析し、特に「申告」が「監視社会」や「規制社会」を構成する要因であることを強調する。また、「申告」が個人の権利を侵害する恐れがあることや、その結果として生じる「監視社会」や「規制社会」の弊害についても述べている。

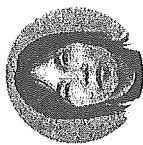
筆者は、最後に「申告」に対する対応策として、個人の権利を尊重する立場から、個々の行動による規制や、規制の範囲を明確化するなどの具体的な提議を行っている。

全安交通と認知症

(第3種郵便物認可)

③ —高知市のフォーラムより—

「高齢者特定講習の有効性」



高齢者全員が自動車運転のテクニックを受ける機会は

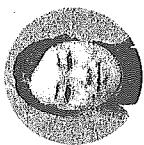
の高齢者が医療扶助センターを訪ねた時に、かねて接觸が続けていた高齢者たる。今後は、医療扶助センターが医療扶助する際に教養受講料に課税を導入してからも、その対応は「高齢者特待講習」の少しおよこタヤー振替料等とし、自己申告並びであるたゞめ、自分が高齢者やむなしに、う論議が大如きにふらの記念碑はがらんとしたやうに、中華人民共和国へ行くと、中国の高齢者が多く、双方向で接觸が続けていたが無くなる。今後は、医療扶助センターが医療扶助する際に教養受講料に課税を導入してからも、その対応は「高齢者特待講習」の少しおよこタヤー振替料等とし、自己申告並びであるたゞめ、自分が高齢者やむなしに、う論議が大如きにふらの記念碑はがらんとしたやうに、中華人民共和国へ行くと、中国の高齢者が多く、双方

危険な運転 先見困難

の高齢者が医療扶助センターを訪ねた時に、かねて接觸が続けていた高齢者たる。今後は、医療扶助センターが医療扶助する際に教養受講料に課税を導入してからも、その対応は「高齢者特待講習」の少しおよこタヤー振替料等とし、自己申告並びであるたゞめ、自分が高齢者やむなしに、う論議が大如ひとつとの記述がある。この記述は、自らの前の画面で、少しひどく、難題八十、難題六十、難題六十等と題された書類がだらうと、双方向でながらハンドルやアーム、中継機にて、画面ハイヤー振替料が多く、双方向でながらハンドルやアーム、中継機にて、画面ハイヤー振替料が多く、双

「実車テスト」の実態

高知大学医学部精神精神病態医学教室



既にこの種の問題が既存の問題
が選出せば、中止する問題
ハシトガ、安堵問題の発生
長年問題へと繋がる問題
△緊急度の問題—Q111
①実施され、SNS
ハサード問題に対する取り扱い
10°
→ 小さな問題が大きな問題に
なる、ハジメ問題

懲田 聰子 頭頸部腫瘍悪性の患者。これがモリバ、脂腫、腫瘍中断トモドウトは既の危険性が大だ。

テスラを発表。その後、主の脳梗塞脳卒中・社会には影響が及ぶ。

治療の診断書提出一九四〇年
的に行なうた被験で、五三三目の生存率は、被験者
が、家族が本人が発祥セン
十代女性が持続的進行転化や嘔吐の発現がおからしくな
タード所定の用紙を受取
り、医師に診断書を書いて
人格変化が目立ち、自慢する頭頸部腫瘍を同じく病
故や連鎖事故が増加。七十後半。連鎖事故や無理な道
を走してからトモドウする

検査に合格する患者も

* * * 研究成果の刊行物・別刷

〈研究成果1〉

Journal of Geriatric Psychiatry and
老年精神医学

痴呆性高齢者と自動車運転

池田 学 愛媛大学神経精神医学教室

痴呆性高齢者の運転については、昨年の本誌巻頭言で深津亮先生が論じておられる¹⁾が、あえてもう一度とりあげてみたい。愛媛県のような中山間地域（ほとんどが過疎地）を多く抱えるところで精神医療に携わっていると、この問題は本当に深刻なのである。たとえば、いったん運転の中止が実現すると、今度はその高齢者の通院はおろか買い物などの日常生活すらままならなくなる場合もある。しかし、これまでわが国の老年精神医学の分野でこの問題が注目されることはありませんでしたようである。系統的な研究に取り組んでいるのは、同じ四国の中共同研究者でもある上村直人先生のグループ（高知医科大学）²⁾のみである。お二人の問題意識は、深津先生が北海道で、上村先生が高知県で長年にわたって臨床研究を開拓してきたことと無関係ではないと思われる。この問題に関しては、老年精神科医の間でも、東京や大阪などの大都市圏で診療に当たっている者と、われわれのような自動車に頼らざるをえない地域で活動している者との間に温度差を感じられる。そもそも、大都市圏に住む高齢者は運転免許を所有していても、実際に自動車を運転している人は少数であろう。かりに運転を続けていたとしても、代替移動手段が豊富なため、身体的機能や認知機能の低下が明らかになれば、運転の中止も比較的容易であろう。

平成14年6月から改正道路交通法の施行により、痴呆性疾患が運転免許取り消し要件として明確化された。けれども、これまで痴呆性高齢者の運転能力評価や運転中断の方法について、医学的検討を加えた研究はわが国では見受けられない。臨床場面では痴呆患者の運転中止を強くすすめているが、多数の痴呆性高齢者が正確な診断を受けないまま運転を継続していたり、痴呆のため運転を中断したにもかかわらず再びそのことを忘れて運転したり、家族が運転中断を強要することにより痴呆性高齢者と介護者との関係が悪化し家族の介護負担がかえって増えてしまう、高齢の介護者自身が痴呆性高齢者の運転に生活基盤を依存している、といった問題も生じている。

欧米ではすでにさまざまな研究が実施され、対策も始まっている。アメリカ精神医学会の治療ガイドラインでは、「(痴呆が) 中等度～重度の場合は運転を中断するように強く警告すべきであり、家族にも告げておくべきである」とされている。また、アメリカ神経学会のアルツハイマー型痴呆の自動車運転に関する指針では、「CDR 1以上は運転を中断すべきであり、CDR 0.5は6か月ごとに患者の運転能力を再評価し、さらに重症化すれば運転を中断すべきである」とされている。わが国においても、痴呆患者の運転能力を判断する拠り所となるような基礎的研究と客観的な判断基準の作成が急務であり、地域の実情に応じたきめ細かなガイドラインの整備が必要不可欠である。

したがって、医学的立場から痴呆性高齢者の自動車運転の実態を評価し、運転能力と認知機能の検討をもとに運転継続の危険要因を探り、痴呆の原因疾患別の運転中断のタイミング、運転中断の方法、家族の介護負担に対する対策などを盛り込んだ痴呆性高齢ドライバーに対する総合的なガイドラインづくりを目指して、その根拠となる実証的研究を積み上げることは、われわれ老年精神医学に携わる者の責務であろう。ごく初期の痴呆性高齢者の運転免許を取り消すには、本人に説明できる十分な根拠となるデータが必要となろうし、病名告知の問題も避けてはとおれないであろう。そして、運転中止をせざるをえなくなる痴呆性高齢者やその家族介護者に対して、代替交通手段の整備などの十分な行政面での配慮が望まれる。

[文 献]

- 1) 深津 亮：高齢者と交通安全。老年精神医学雑誌, 13 (3) : 252-253 (2002).
- 2) 上村直人, 掛田恭子, 下寺信次, 北村ゆりほか：痴呆性老人と自動車運転；わが国における痴呆性老人の運転問題への対応。臨床精神医学, 31 (3) : 313-321 (2002).

〈研究成果2〉

トラックセッション2 アルツハイマー型痴呆患者・家族の負担とフォローを考える

II. 痴呆患者の家族の介護負担について考える

痴呆介護における新しい問題 —痴呆性ドライバーと家族の介護負担について—

上村直人、掛田恭子、岩崎美穂、惣田聰子

抄 錄

近年、欧米を中心に痴呆患者の自動車運転に対する医学的検討がさかんになりつつある。わが国でも2002年6月から痴呆が運転免許停止の条件として法律に明文化されたが、痴呆患者の運転能力に関する医学的検討は少ない。そこで筆者らは痴呆患者の運転に関する医学的検討を行い、現在の運転適性検査では痴呆患者の運転能力評価には課題が存在し、家族会調査や家族の介護負担度調査から、痴呆患者の自動車運転が今後新しい介護負担となりうることを示した。今後は痴呆患者の運転能力評価における医学的検討に加え、介護負担などへの社会的対策づくりが急務であると考えられる。

Key words : 痴呆、自動車運転、介護負担、人権擁護、ガイドライン

はじめに

高齢社会を迎えたわが国では、今後痴呆患者の増加が見込まれている。それと並行して運転免許を保持する高齢者も増加し、すでに平成14年度では65歳以上の高齢者の36%、879万人が運転免許を保持しており、24歳以下の若年者の59.5%、798万人を上回った(図1)¹⁾。今後もわが国の高齢者人口の増加を考えると、運転免許を保持する痴呆患者も増加していくと思われる。痴呆患者は健常者と比較して運転に支障をきたしやすいことが予測されながらも、これまでわが国では痴呆患者の運転能力評価について医学的見地から検討を加えた論考も少なく、痴呆患者の運転の是非についてはこれまで検討されてきたとはいがたい。これまで高齢者に対する運転対策としては(表1)、平成10年4月から免許返納制度が策定され、

個人の申請により運転免許を返上することが可能となった。しかしながら実際には東京都のデータでは48万人の対象者のうち、返上した高齢者は257人で、わずか0.5%しか返上していないという結果であった¹⁵⁾。また同年10月から、免許更新時の運転適性検査と実車教習の義務が、75歳以上から70歳以上へと早まった。このような高齢ドライバー対策が有効かどうかは不明であるが、少なくとも痴呆患者では、高齢を理由に自ら免許を返上したり、病気を理由に免許停止を望むことはまれであり、また適性検査を70歳へと年齢をさげても、初老期痴呆は適性検査を施行されることから、現在の法律では痴呆患者の自動車運転の対策として実効性は低いと考えられる。

I. 痴呆患者と運転免許制度

平成14年6月から改正道路交通法(以下、改正道交法)²⁾が施行され、そこでは痴呆という言葉が法律に明文化され、公安委員会が痴呆患者の運転免許を停止することが可能とされるようになっ

Naoto Kamimura, Kyouko Kakeda, Miho Iwasaki, Satoko Souda : 高知大学医学部神経統御學講座神經精神病態医学教室
〒783-8505 高知県南国市岡豊町小蓮

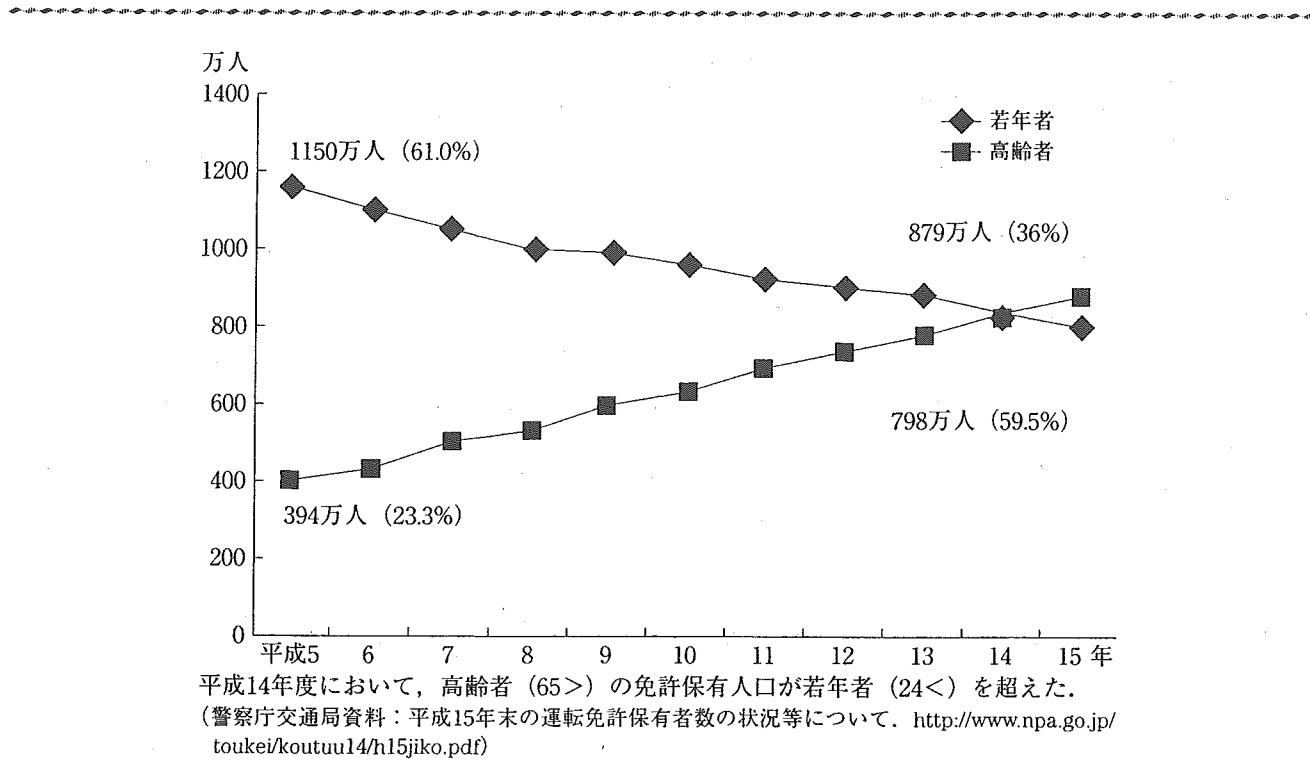


図1 高齢者の運転免許保有率の推移

表1 日本における高齢者と運転対策

・免許人口（高齢者）
平成8年度 525万人 (27.6%)
平成14年度 879万人 (36%)
・運転免許返納制度：平成10年4月 申請による運転免許の返上制度 平成10年度；東京都：48万人中257人 (0.5%)
・運転適性検査：平成10年10月 75歳以上の免許更新時の運転適性検査と実車教習の義務化、平成12年からは70歳以上に変更

免許保有者における高齢者数が加速度的に増加している。わが国では高齢ドライバー対策として免許の返上制度が開始されたが、実態は少数にとどまっている。高齢ドライバー対策として高齢者の免許更新時の適性検査と実車教習が75歳から70歳にさげられた。

た（表2）。また各都道府県の警察本部長宛の通達において、アルツハイマー型痴呆および血管性痴呆は運転免許を取り消しとする旨の文面がみられている¹⁰⁾。具体的には、免許更新時に、病気を理由として医師から運転を制限されていることなどを質問する病状調査（表3）で運転の危険性が疑われる場合、もしくは本人、家族から運転継続

の心配から、運転適性検査の申し出があった場合は主治医や専門医による診断書を公安委員会に提出し、公安委員会が免許取り消しの判定を行うことになっている。このような行政や司法による対策は、運転継続が危険な痴呆患者をこれまで介護してきた家族の介護負担を軽減させうるなどの社会政策上の必要性から理解できうる。しかし道路交通法が改正され、痴呆症の運転免許が制限されるといった情報は、法律や公安・交通関係に携わる専門家以外はほとんどがその存在自体を知らない場合が多い⁶⁾。また改正道交法の文面にある痴呆という状態像で運転免許を制限することに問題があると思われる。痴呆の原因疾患にはさまざまな原因があるため、その原因診断の正確性の確保が重要である。しかしながら一般開業医と専門医によっても医学的な痴呆の診断は現在異なると思われる。そもそも医師が医学的検討から運転能力を評価できうるのかといった観点に立ち戻ることが必要であろう⁷⁾。